

認可保育所で実施する子育て支援サービス 無償化FAQ(葛飾区)

2019/11/08版

No.	項	細事項	質問	区回答
1	助成金	上限額の管理	助成限度額(新2号認定の児童は月額37,000円上限、新3号認定の児童は月額42,000円上限)を超えての利用も想定されるが、上限を超過しているかどうかの計算・管理は必要か？	一時保育の保育料助成は、区が利用状況を確認し、月額上限の範囲内で保護者に償還払いをするため、施設において金額の計算・管理をする必要はありません。
2	助成金	費用の徴収	無償化対象児童であっても、施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けていなければ、従来通り保育料と給食費を徴収するというので良いか？	その通りです。 なお、保育料については施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を持っていても、従来どおり徴収してください。
3	助成金	費用の徴収	保護者から、施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)の認定を受けていると口頭で申告があった場合でも、施設等利用給付認定決定通知書の確認できなければ、一時保育の保育料(利用料)と食材料費を徴収して良いか？	保育料については新2・3号認定の有無にかかわらず、従来どおり徴収してください。 食材料費については、施設等利用給付認定決定通知書の提示または写しの提出をもって、無料にするかどうか判断して下さい。 申請中や紛失などで、利用時に決定通知書の確認ができなかった場合は、いったん施設で食材料費を徴収し、後日、決定通知書の提示等があれば、食材料費を返金してください。
4	助成金	提供証明書	利用にあたり、利用するごとに「特定子ども・子育て支援提供証明書」を全ての保護者へ発行するのか？	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けていることが確認できた児童に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書(以下「提供証明書」といいます。)を必ず発行してください。  提供証明書の発行は、利用時に毎回発行していただく必要はありません。その月の最初の利用時に発行してください。
5	助成金	提供証明書	領収書と提供証明書の代表者欄の印は、同様の印である必要があるか？	同様の印を押印してください。
6	助成金	認定の確認	0～2歳児の保護者であった場合、一時保育等の利用をする際に非課税世帯かどうか聞く必要があるのか？	保護者に聞く必要はなく、施設等利用給付認定決定通知書(新3号認定)の提示により確認してください。 新3号認定は0～2歳児クラスの非課税世帯の児童にのみ交付される認定です。
7	助成金	認定の確認	利用児童が新2号認定または新3号認定であることを、どのように確認をするのか？	事前登録の際または、利用時に施設等利用給付認定決定通知書の提示により確認してください。
8	認定	認定の確認	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)の確認は、登録時に一度行えばいいのか？	確認の頻度については各施設にお任せいたします。必ずしも利用時に毎回確認する必要はありません。 ただし、認定には有効期限が記載されていますので、有効期限が切れていないかどうかの確認はしていただく必要があります。
9	助成金	食材料費の助成	食材料費の助成申請の際、利用者の施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を管理し、実績報告等の必要があるか？	食材料費の扶助において、施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けた児童が対象のため、認定種別が記載された実績報告書を提出していただく必要があります。
10	助成金	利用要件の確認	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けた児童が一時保育などを利用した場合、就労やリフレッシュ等、利用要件の確認が必要か？	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けていれば、就労証明書を徴収する等、利用日に保育の必要性があるか確認する必要はありません。 ただし、保育の必要性の事由で利用した場合のみ、利用料の助成金を申請できます。 食材料費については、無料にしてください。
11	助成金	領収書	領収書にはどのような項目の記載が必要か？	「利用したサービス名(一時保育や休日保育など)」、「保育料」、「食材料費」及び「その他の費用」が必ず必要です。 また、食材料費を徴収しない場合は、領収書に「食材料費 0円」に加え、「食材料費の有無」など、食材料費を徴収しなかったことが分かる様にしてください。(「食材料費 0円」のみですと、お弁当を持参した児童など、給食を行わない方と見分けがつかなくなるためです。) なお、「食材料費」は純粋に食材に係る費用を指しますので、「給食費」や「食事代」といった名称は使用しないでください。
12	助成金	無償化対象経費	年間登録料は無償化の対象になるか？	対象になりません。
13	助成金	食材料費の助成	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けた幼稚園の児童が、一時保育等を利用した場合、食材料費の無償化対象になるか？	1日のうち1食目に限り、食材料費の助成対象になります。 在籍する幼稚園で昼食の提供を受け、教育時間終了後に一時保育等を利用する場合は、幼稚園での昼食は対象となりますが、一時保育等の利用時に完全給食を提供しても助成対象にはなりません。
14	助成金	食材料費の助成	食材料費の無償化にかかる実績報告の資料として提出を要するものはあるか？	献立表や保護者へのお知らせ(給食の実施が分かるもの)を添付してください。

16	助成金	食材料費の助成	給食費(食材料費)について、午後食やおやつも食材料費に含むのか？	給食に要する食材料費の助成となるため、給食の際の牛乳やお茶などの飲料代、おやつ等は食材料費に含みます。ただし、おやつのみ提供(完全給食でない場合)は、助成対象外です。
17	助成金	費用の徴収	病児・病後児保育の利用の場合、施設で利用料、給食代を徴収して領収書を発行する方法でよいのか？	事前登録の際に支給認定証(2号認定または3号認定のA・B階層)または施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けているか、確認を必ず行ってください。認定を受けた児童の保護者からは、給食に要する食材料費を徴収しないでください。また、利用料については徴収していただき、「利用したサービス名(一時保育や休日保育など)」、「保育料」、「食材料費」及び「その他の費用」を明記した領収書を発行してください。
18	助成金	利用対象者	病児・病後児保育の利用の場合、区内の保育施設に通う児童が利用できることになっているが、今般の無償化では、保育施設に通っていない児童も利用できるのか？	施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を持っていれば、保育施設に通っていない場合でも、月額上限の範囲内で、病児・病後児保育や認可外保育施設などを組み合わせて利用できます。認可保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育事業に通う児童が病児・病後児保育を利用しても、食材料費は無料になりますが、保育料(利用料)無償化の対象にはなりません。
19	助成金	領収書	領収書のあて名に指定はあるか？	利用者(保護者)の姓で発行してください。姓のみの場合、保護者への補助をする際に、助成金申請書との整合性がとれず(対象者が分からず)、保護者へ交付できない可能性があります。
20	助成金	費用の徴収	利用料の徴収や食材料費の不徴収以外の費用は、徴収してよいのか？	実費分に係る費用については、食材料費とその他の実費徴収額を明確に分けた場合に限り、徴収可能です。
21	助成金	休日保育	休日保育の有料での利用の取り扱いはどうなるのか？	一時保育等と全く同じ取扱いです。
22	助成金	休日保育	休日保育の無料での利用の取り扱いはどうなるのか？	以下のすべての条件に当てはまる方が無料の休日保育の対象です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給認定証(2号認定または3号認定)または施設等利用給付認定(新2号認定または新3号認定)を受けている</li> <li>・保育施設※に在籍している、または定期利用保育を利用している、待機児緊急対策事業を利用している</li> <li>※認可保育所、認定こども園(2号、3号)、地域型保育事業所、認証保育所、「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」が交付されている施設</li> <li>・リフレッシュ目的以外の理由での利用である</li> </ul>